

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

### 公告

## 告示

#### ●東京都告示第千四百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年九月三日

東京都知事 小池百合子

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町檜立一六一六番、一六一七番、一六二九番、一六六一番、二五四五番一、同番二、二五五一番一、二五五二番一、二五六三番、二五六四番一、同番二、二五六五番、二五九一番、二五九二番一、同番二、二五九

三番一から二五九三番三まで、二五九九番、二六〇七番

一、同番二及び二六〇九番二

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

#### 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町末吉七〇番・七七番(以上二筆について

次の図に示す部分に限る。)及び七九番

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

#### 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町檜立七八三番一及び八二一番二

#### 二 保安林として指定された目的

#### 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町大賀郷九二四番二、九二六番二、九三一番三、九三三番、九四一番二、九四二番二、九四四番二、九四六番二、九五一番、九五五番、九五八番二、九七五

番二及び三根四一九四番一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大賀郷九二四番二、九二六番二、九三一番三、九三三番、九四一番二、九四二番二、九四四番二、九四六番二、九五一番、九五五番、九五八番二及び九七五番二

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業施行者から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年九月三日

東京都知事 小池 百合子

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号一箇月六、六〇〇円(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

